

記入例

しまね子育て家庭外出応援施設（赤ちゃんほっとルーム）変更届

令和7年 7月 10日

島根県知事 様

登録を申請した者	
所在地（住所）	(〒690-0887) 松江市殿町2
名称	カフェレストラン〇〇
代表者氏名	島根 太郎
担当者名	島根 花子
電話番号	0852-22-5790
FAX番号	0852-22-6124
メールアドレス	□□□□□□@pref.shimane.lg.jp

しまね子育て家庭外出応援施設（赤ちゃんほっとルーム）の登録内容を変更したいので、しまね子育て家庭外出応援施設登録事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり届け出します。

記

I 施設の概要

施設の名称	カフェレストラン〇〇		
施設の所在地	(〒690-0887) 松江市殿町2		
電話番号	0852-22-5790		
定休日	火曜、年末年始		
利用可能時間（24時間表記）	10:00~20:00		
ホームページアドレス	http://www.cafemarumaru.co.jp		
設備 （可能なもの全てに〇）	① おむつ替えの設備 ② トイレに乳幼児を座らせる設備 ③ 授乳ができる設備 ④ 搾乳ができる設備 ⑤ 調乳用の設備		
手洗い設備の有無	① 有 ・ 無	駐車場の有無	② 有 ・ 無

〇をした設備が登録要件を満たしているか、実施確認書（別紙）で確認ください。

II 変更点及び変更となった理由

トイレに乳幼児を座らせる設備の追加 店内改装工事に伴い整備したため

III ステッカー追加必要枚数

ステッカー（サイズ）	施設入口用	設備設置場所周辺用
片面印刷（大 182mm×257mm）	1枚	1枚
片面印刷（小 92mm×128mm）	枚	枚
通信欄		

IV 添付書類

- (1) しまね子育て家庭外出応援施設（赤ちゃんほっとルーム）実施確認書（別紙）
- (2) 写真（変更により追加した設備がある場合に限り、設備設置場所入口、設備）
※原則として設備設置場所入口、設備は追加した設備区分ごとに全て添付してください。
- (3) その他参考となる資料

【記載上の留意点】

1. 「I 施設の概要」欄の内容は公開します。なお、5施設以上を同時に変更する場合は、各施設の名称・所在地・電話番号等がわかる一覧表等を添付して申請を行うことができます。
2. ステッカー追加必要枚数には、追加設備分、貼り替え分を記載し、予備用の枚数は記載しないでください。
3. 通信欄には、この届に記入欄のない事項や、ご質問等があればご自由にご記入ください。
4. 変更により追加した設備がある場合の添付書類の写真について、施設の名称、担当者名をメールに明記し、各画像ファイルが設備設置場所入口、設備のどの写真であるかをわかるように記載のうえ、次のメールアドレスにお送りください。

e-mail : coccolo@artemis-co.jp

5. お送りいただいた写真のうち、次の写真を1枚ずつ最大4枚まで運営サイトに掲載します。掲載写真のサイズは1枚あたり600×400ピクセル以内・5MB以内となるものとしてください。
 - ①施設外観写真
 - ②おむつ替えの設備の写真
 - ③トイレに乳幼児を座らせる設備の写真
 - ④授乳・搾乳ができる設備の写真
6. 提供いただく写真については、著作権侵害等の問題が生じないように、ご確認をお願いします。例えばプロの写真家に撮影依頼をされた写真について、写真家から著作権を譲り受けたか、著作権を保有している写真家にサイト掲載に必要な許諾を得ているか、のどちらかが必要となります。

(別紙)

しまね子育て家庭外出応援施設（赤ちゃんほっとルーム）実施確認書

該当する区分の要件を満たしていることを確認し、確認欄に○をつけてください。

各区分においてすべての要件を満たすことが登録の条件となります。

区 分	要 件	確認欄
1. おむつ替えの設備	①ベビーベッドやベビーシート等、おむつ替えができる設備がある。	○
	②使用するスペースが清潔である。	○
	③乳幼児連れの保護者は誰でも無料で利用することができ、商品やサービスの購入を利用の条件としないこと。入場料が必要な施設においても、設備利用のみの場合、入場料を必要としないこと。	○
2. トイレに乳幼児を座らせる設備	①ベビーキープ等、乳幼児を安全に座らせておくための設備がある。	○
	②使用するスペースが清潔である。	○
	③乳幼児連れの保護者は誰でも無料で利用することができ、商品やサービスの購入を利用の条件としないこと。入場料が必要な施設においても、設備利用のみの場合、入場料を必要としないこと。	○
3. 授乳ができる設備	①授乳を行うための設備がある。	○
	②授乳を行う際のプライバシーの確保ができるよう、四方を隔壁で仕切られた部屋、カーテンやパーティションで仕切られたスペースがある。	○
	③使用するスペースが清潔である。	○
	④乳幼児連れの保護者は誰でも無料で利用することができ、商品やサービスの購入を利用の条件としないこと。入場料が必要な施設においても、設備利用のみの場合、入場料を必要としないこと。	○
4. 搾乳ができる設備	①搾乳を行うための設備がある（搾乳器等は不要）。	○
	②搾乳を行う際のプライバシーの確保ができるよう、四方を隔壁で仕切られた部屋、カーテンやパーティションで仕切られたスペースがある。	○
	③使用するスペースが清潔である。	○
	④授乳中の保護者は誰でも無料で利用することができ、商品やサービスの購入を利用の条件としないこと。入場料が必要な施設においても、設備利用のみの場合、入場料を必要としないこと。	○
5. 調乳用の設備	①調乳用のポット等、調乳用のお湯を提供するための設備がある。	
	②70℃以上のお湯を提供する設備がある。 ※お湯は「水道水」、「水道水」を加熱している自家用井戸等、容器包装に充填し、密栓したものであること（厚生労働省「乳幼児の飲用」）	
	③調乳用のお湯を安全に管理することができる。 (第三者による異物混入等が行われないよう、安全管理がなされていること。)	
	④乳幼児連れの保護者は誰でも無料で利用することができ、商品やサービスの購入を利用の条件としないこと。入場料が必要な施設においても、設備利用のみの場合、入場料を必要としないこと。	

登録申請書・変更届の設備で○としたものについて、要件を満たしている場合は確認欄に○をしてください。